省　令

○農林水産省令第六十四号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第三条第一項の規定に基づき、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十二月二十五日

農林水産大臣　江藤　拓

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和五十一年農林省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後

別表第１（第１条関係）

１　飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準

⑴～⑷　（略）

⑸　飼料一般の表示の基準

ア　（略）

イ　飼料（飼料添加物を含むものに限る。）には、次に掲げる事項を表示しなければならない。

㋐～㋔　（略）

注

１　飼料添加物の名称の表示については、法第２条第３項の規定に基づき農林水産大臣が飼料添加物を指定する場合に、当該飼料添加物の名称として用いるものによるものとする。ただし、広く一般に使用されている名称を有する飼料添加物にあつては、その名称をもつてこれに代えることができる。

（削る）

改正前

別表第１（第１条関係）

１　飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準

⑴～⑷　（略）

⑸　飼料一般の表示の基準

ア　（略）

イ　飼料（飼料添加物を含むものに限る。）には、次に掲げる事項を表示しなければならない。

㋐～㋔　（略）

注

１　飼料添加物の名称の表示については、法第２条第３項の規定に基づき農林水産大臣が飼料添加物を指定する場合に、当該飼料添加物の名称として用いるものによるものとする。ただし、次の表の左欄に掲げる飼料添加物については、同表の相当右欄に掲げる名称によることができる。

飼料添加物名	名称
Ｌ－アスコルビン酸	ビタミンＣ
Ｌ－アスコルビン酸カルシウム	ビタミンＣ
Ｌ－アスコルビン酸ナトリウム	ビタミンＣ
Ｌ－アスコルビン酸－２－リン酸エステルナトリウムカルシウム	ビタミンＣ
Ｌ－アスコルビン酸－２－リン酸エステルマグネシウム	ビタミンＣ
アセトメナフトン	ビタミンK_4
アミノ酢酸	グリシン
アミラーゼ	でんぷん分解酵素
ＤＬ－アラニン	アラニン
アルカリ性プロテアーゼ	たん白質分解酵素
アルギン酸ナトリウム	粘結剤
Ｌ－イソロイシン	イソロイシン